

全損保ニューインディア分会 浅岡さんのたたかい

和解成立 雇止め5ヵ月で職場復帰勝ち取る

全損保ニューインディア分会の浅岡博之さんは、就業規則にも違反する不当な雇止めの撤回を求めてたたかっていたのですが、11月30日に東京地裁で和解が成立。12月4日に職場復帰しました。ニューインディア保険会社の日本支社で契約社員、正社員として16年間勤務してきた浅岡さんは、2015年に定年となり、それ以降再雇用嘱託として勤務してきましたが、昨年6月30日に一方的に「雇止め」とされました。就業規則では定年を満60歳と定め「本人が希望する場合は65歳まで嘱託として再雇用する」と定められていて、「雇止め」は明らかに就業規則に違反し、客観的に合理的な理由を示さない「雇止め」として労働契約法19条にも違反するものでした。浅岡さんは、全損保ニューインディア支部の組合員となり雇止めの撤回を求め東京地裁に提訴してたたかってきました。

この問題は、2016年6月にニューインディア保険会社の日本における代表者が交代したことが発端となっています。新しく就任した代表は独善的で異常な職場管理を強引に推し進め、IT部に所属する3人の部員うちの一人に損害調査部との兼務を発令しました。これに浅岡さんは業務運営に支障をきたすと再考を求めたところ、代表は浅岡さんの申し入れを受け入れないだけでなく、浅岡さんへの退職勧奨を繰り返し行うようになりました。

さらに2017年2月には浅岡さんに、給与水準を引き下げと合わせて3か月間という短期間の雇用契約を押し付けました。この契約に浅岡さんは捺印せざるを得ませんでした。こうした異常な職場管理に納得できず全損保ニューインディア分会に相談し、全損保組合員となりました。浅岡さんの全損保加入後、ニューインディア分会は団体交渉で不当な雇用契約の撤回と従前どおりの1年間の雇用契約の締結を要求しましたが、代表はこれに応じることなく3か月の契約期限となる6月30日に浅岡さんの雇止めを強行しました。新しい代表の異常な職場管理と、浅岡さんに対する雇止めに職場では雇用不安が広がり全国の社員から「雇止め撤回」を求める声が多く寄せられました。

成果をゼネラル分会のたたかいに引き継ごう

浅岡さんは7月31日に東京地裁に「地位確認」を求めて提訴しました。浅岡さんは7月に全損保が毎年取り組んでいるサマージャンボリー(7月15日~17日、長野県白馬村、今年は111人が参加)にも参加し、全国から集まった仲間から激励を受けました。その後、各支部の支部大会、全損保全国大会で支援を訴え、全損保の組合員のなかに浅岡さんのたたかいへの共感が広がりました。浅岡さんは10月からは全国で開催された5か所の本部オルグにも参加し支援を訴え、さらに自らニューインディア社の全職場を訪問し、混乱する職場実態を聞くことで早期に実態改善をはかるためにも、一刻も早い職場復帰が必要だと確信しました。

9月7日から始まった東京地裁における裁判には、全損保組合員、OB、金融の仲間など法廷に入りきれない傍聴支援に駆けつけました。こうしたたたかいによって5か月間の短期間での職場復帰を実現しました。全損保は機関紙「全損保」の号外(12月29日付)で「この解決でかちとった成果は、現在もたたかっているゼネラル分会の仲間に引き継がれていきます」とし、イタリアの保険会社ゼネラルの雇用責任を果たさせるたたかいについて「全力をあげてゼネラル分会の仲間の要求実現に向けて奮闘していきますので、引き続きご支援をお願いします」と訴えています。